平成２１年（フ）第１８０号
香川県高松市十川東町735番地
債務者　芳賀　房江
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８３号
徳島市南田宮１丁目５番64―202号、旧住所徳島市佐古三番町７番12―501号
債務者　片山　俊行
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８７号
徳島市西新浜町１丁目３番33―221号
債務者　架場百合子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０２号
徳島県鳴門市大麻町高畑字居屋敷127番地１
債務者　乾　　眞一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０３号
徳島県鳴門市大麻町高畑字居屋敷127番地１
債務者　乾　真知子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８号
佐賀県多久市北多久町大字多久原666番地
債務者　溝口由紀子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
佐賀県佐賀市日の出１丁目15番16号
債務者　三隅　　一
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
佐賀県佐賀市光２丁目８番1223号
債務者　副島　貞海
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
佐賀県多久市多久町2543番地18
債務者　北島　和枝
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝166番地40
佐藤方、住民票上の住所福岡県みやま市瀬高町下庄2099番地
債務者　山下　伸吾
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４６号
神戸市東灘区北青木２丁目２番１―506号
債務者　鈴江　友未
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８５号
神戸市長田区東尻池町７丁目１番７―504号
債務者　矢野　　孝
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６号
鹿児島県鹿屋市新生町23番２―402号
債務者　**前**村　孝幸
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
京都府京田辺市薪小山25番地８
債務者　北川三和子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１１４号
高知県四万十市横瀬1389番地
債務者　松本　輝利
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２０年（フ）第１２２号
高知県土佐清水市三崎1687番地
債務者　野村　晃彦
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第３１号
高知県四万十市楠島1022番地14
債務者　吉良千代子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第３２号
高知県幡多郡大月町大字柏島38番地
債務者　中島　善巳
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所中村支部